

特集

最低賃金が改定に。最高は東京都の1,013円

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づいて賃金の最低限度を定めた制度で、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。使用者・労働者双方の合意の上で最低賃金額より低い賃金を定めても無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。定められた金額以上の賃金額を支払わなかった場合には、地域別最低賃金額（下記）については50万円以下の罰金が、特定（産業別）最低賃金額（下記）については30万円以下の罰金が使用者に課せられる。

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類がある。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金で、47都道府県に1つずつ定められている。一方で、特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金で、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定される。全国で228件（2020年9月1日現在）の最低賃金が定められてる。なお、地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用の対象となる場合は、高いほうの最低賃金が採用される。

2020年10月3日、地域別最低賃金の額（1時間あたり）が改定された。47都道府県のうち、東京都の1,013円が最も高く、次いで神奈川県が1,012円となっている。3番目以降は1,000円を切っている。一方で秋田県、高知県、佐賀県、大分県、沖縄県の792円が最も低い最低賃金で、東京都との差は221円となっている（表1）。

最低賃金が適用される労働者の範囲

〈地域別最低賃金〉

産業や職種、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される。

〈特定最低賃金〉

特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用される。18歳未滿または65歳以上の労働者、雇入れ後一定期間未滿で技能習得中の労働者、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する労働者などには適用されない。

最低賃金の対象となる賃金

実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

【表1】 全国の地域別最低賃金一覧 (2020年10月3日改定)

都道府県	最低賃金 (円)	都道府県	最低賃金 (円)	都道府県	最低賃金 (円)
北海道	861	石川県	833	広島県	871
青森県	793	福井県	830	山口県	829
岩手県	793	新潟県	831	徳島県	796
宮城県	825	山梨県	838	香川県	820
秋田県	792	長野県	849	愛媛県	793
山形県	793	岐阜県	852	高知県	792
福島県	800	静岡県	885	福岡県	842
茨城県	851	愛知県	927	佐賀県	792
栃木県	854	三重県	874	長崎県	793
群馬県	837	滋賀県	868	熊本県	793
埼玉県	928	京都府	909	大分県	792
千葉県	925	大阪府	964	宮崎県	793
東京都	1,013	兵庫県	900	鹿児島県	793
神奈川県	1,012	奈良県	838	沖縄県	792
富山県	849	和歌山県	831		